

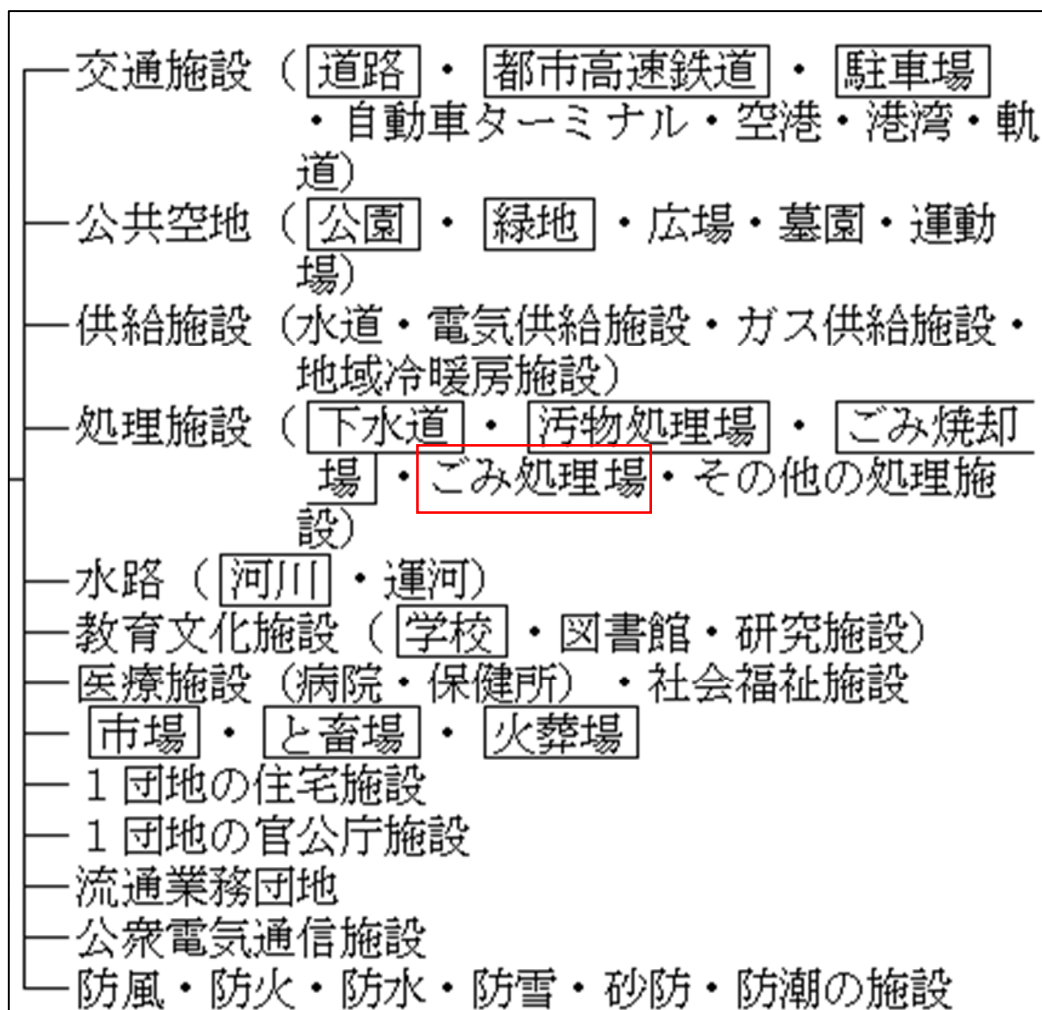
議案第1号

旭川圏都市計画ごみ処理場 (一般廃棄物処理施設) の決定について

(旭川市決定)

**令和4年3月
旭 川 市**

旭川圏内の都市施設について



【都市施設とは】

**円滑な都市活動を支え、
都市生活者の利便性の
向上、良好な都市環境
を確保するうえで必要な
施設**

□は現在、旭川市において決定(指定)されているものを示す。

ごみ処理施設の立地

【建築基準法第51条(抜粋)】

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設(※)の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

※政令で定める処理施設(建築基準法施行令第130条の2の2)

- 1) 廃棄物処理法施行令第5条第1項のごみ処理施設
- 2) 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物処理施設

ごみ処理施設の立地

1. 都市計画決定することが望ましい場合

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する
廃棄物処理計画に位置付けられた施設
- (2) 都市計画マスタープランに位置付けられた施設
- (3) 恒久的かつ広域的な処理を行う施設

ごみ処理施設の立地

2. 建築基準法第51条ただし書きの規定による許可の対象として取り扱うことができる場合

「1」に規定するものの以外の施設で次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合

- (1) 市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響の少ない場合
- (2) 将来の情勢の推移によって移転することが予想される暫定的なものである場合
- (3) 設置しようとする都市に、用途地域、街路網、公園等の既定都市計画がない場合又はそれらの計画の構想が確定していない場合
- (4) その他関係部局が公益上やむを得ないと認める場合

ごみ処理施設の立地における都市計画の観点

ごみ処理施設の敷地の位置が都市計画上支障がないと認める
にあたっての審議の観点
(都市計画運用指針抜粋)

1. 配置

各施設の配置は、市街地の広がり、廃棄物等の輸送の効率性等を勘案したうえで、なるべく集約して配置することが望ましい

2. 区域

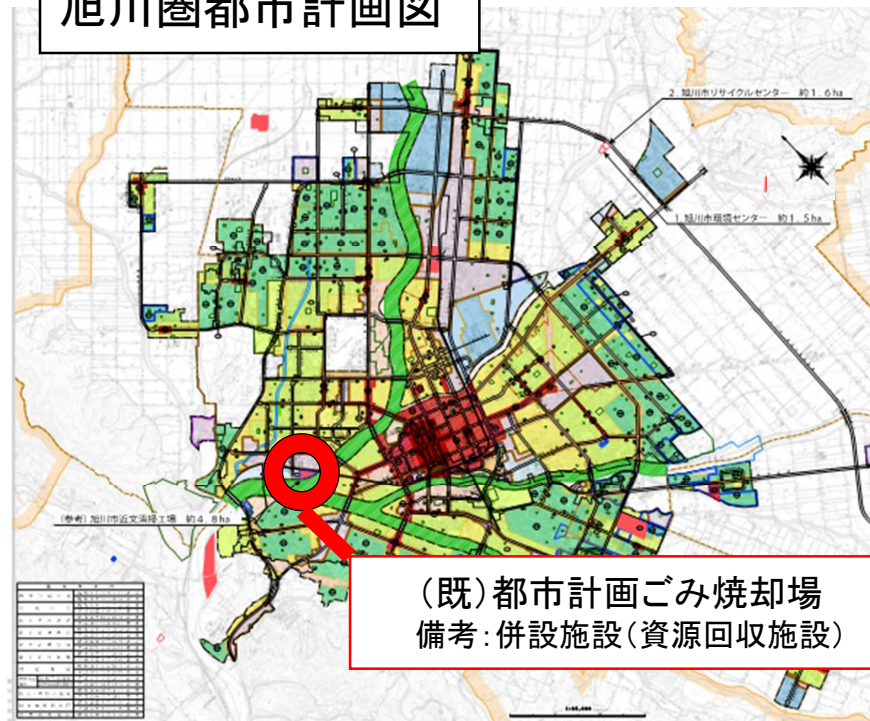
施設の敷地は、搬出入や緑化等に必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地を予め確保しておくことが望ましい

ごみ処理施設の立地における都市計画の観点

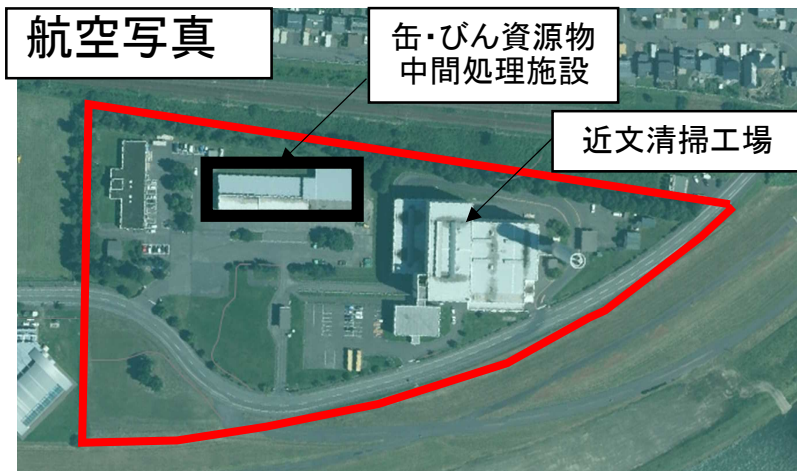
3. 位置

- (1) 主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい
- (2) 市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい
- (3) 災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない
- (4) 敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい

旭川圏都市計画図



航空写真



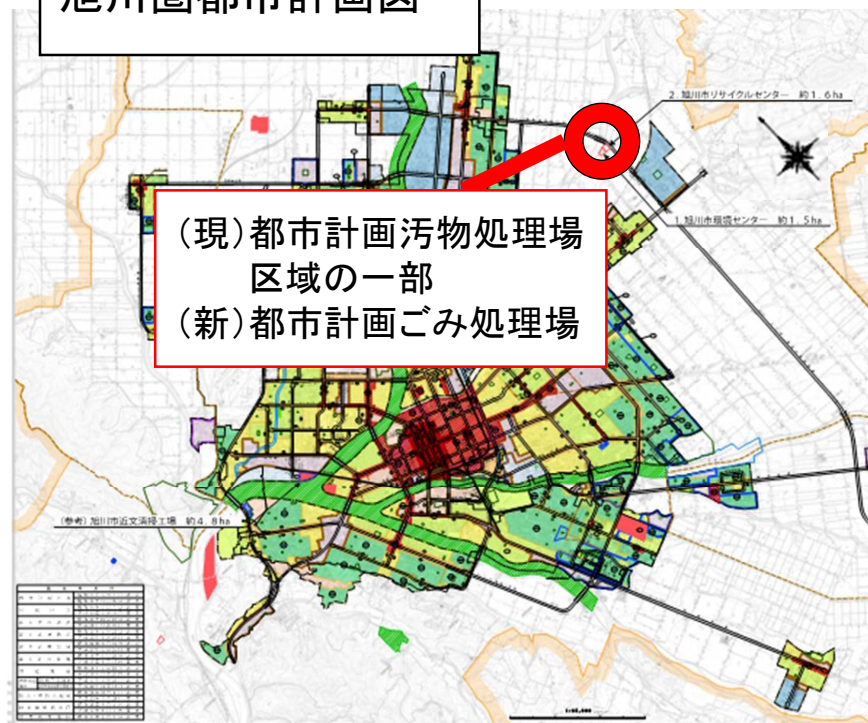
【現】缶・びん等資源物中間処理施設の概要

- 旭川圏都市計画ごみ焼却場「近文清掃工場」の併設施設
- 昭和49年に建てられた旧西清掃事務所を平成8年に改修した施設
- 【老朽化による維持管理費の増大】
- 【選別処理工程の効率化等の課題】
- 現施設を稼働しながら、新施設建設を行う
- 【現区域内での建築不可】



「旭川市リサイクルセンター整備基本計画」に基づく新たな施設整備を進める。

旭川圏都市計画図



航空写真



「旭川市リサイクルセンター整備基本計画」

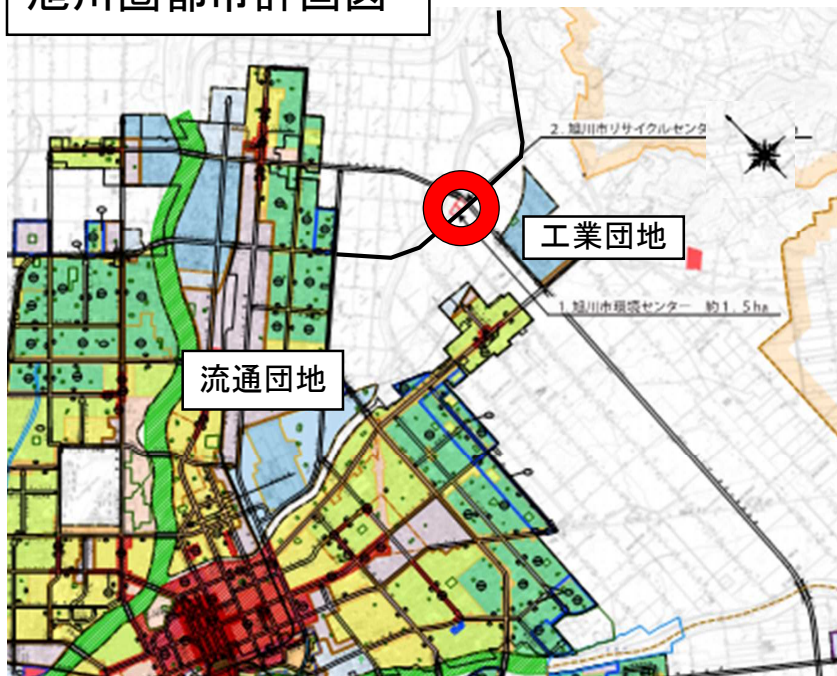
主な条件

- ・資源ごみ等の輸送の効率性
- ・周辺の住環境や自然環境への配慮
- ・本市所有の低未利用地の有効活用



汚物処理場敷地の一部を
新施設建設用地とする。

旭川圏都市計画図



航空写真



審議の観点

1. 配置

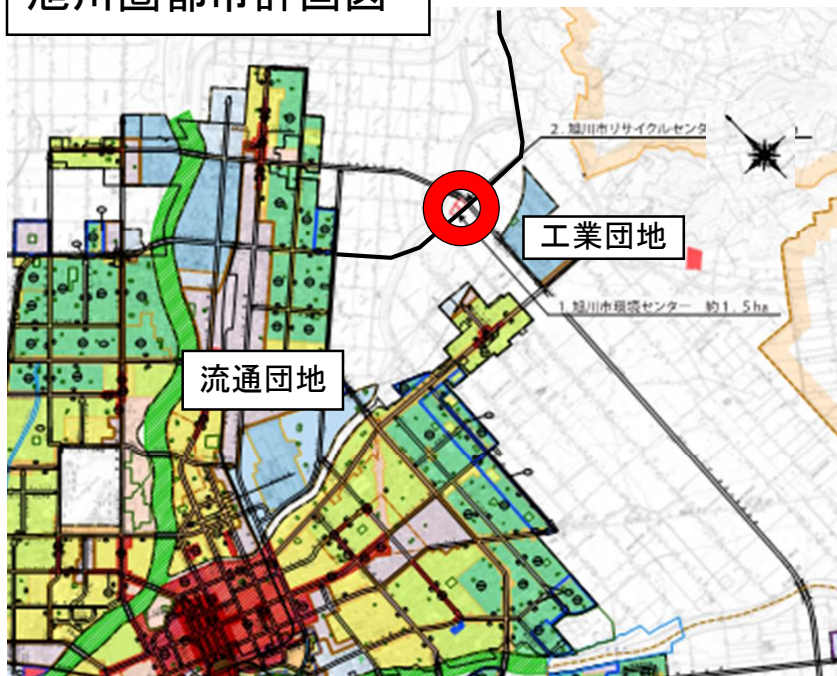
各施設の配置は、市街地の広がり、廃棄物等の輸送の効率性等を勘案したうえで、なるべく集約して配置することが望ましい



輸送の効率性が良好

- ・骨格道路網(外環状道路)沿い
- ・市内の主要な工業地が近い

旭川圏都市計画図



航空写真



審議の観点

2. 区域

施設の敷地は、搬出入や緑化等に必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地を予め確保しておくことが望ましい



都市施設区域面積約1.5haに対し、建物延床面積3200㎡程度
(基本計画より)

旭川圏都市計画図



航空写真



審議の観点

3. 位置

(1) 主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい



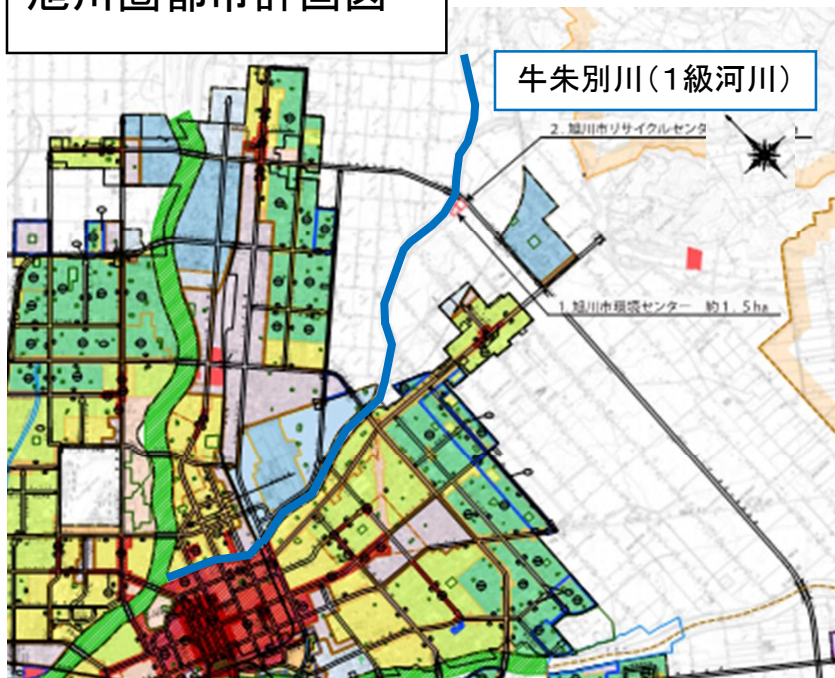
道路整備済

(2) 市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい

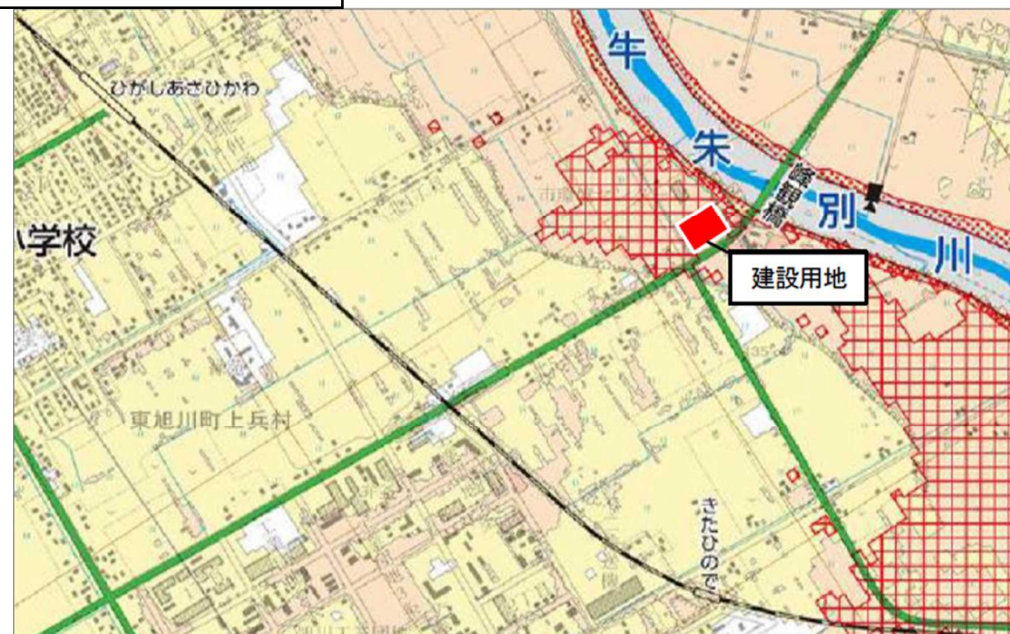


市街化調整区域

旭川圏都市計画図



ハザードマップ



審議の観点

(3) 災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない

【水害】

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・想定される浸水域0.5m～3.0m



処理対象物等の流出対策
受変電設備等の重要施設の浸水対策
蓄電池や非常用発電機等の停電対策
地震時の早期復旧を可能とする耐震対策

旭川圏都市計画図



航空写真



審議の観点

- (4) 敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい



「旭川市緑地の回復に関する指導要領」に定められた緑被率20%以上を確保するなど、周辺環境に配慮する。

審議の観点

4. その他(環境対策)

表 31 環境保全対策

項目		環境保全対策の内容
大気質	廃棄物運搬車両の走行に伴う大気汚染対策	・ 収集車は法定速度等の規制を遵守する。 ・ 収集車の定期的な点検及び整備を行う。
騒音	施設の稼働に伴う騒音対策	・ 機器側における騒音が騒音源より 1m の位置において約 85dB を超えると予想されるものについては、機能上及び保守点検上支障のない限度において減音対策を施す。 ・ 機械騒音が特に著しい送風機・空気圧縮機等は、必要に応じて部屋の吸音工事等を施す。 ・ 各ファン、油圧装置など、騒音源となる機器類の周囲の内壁や天井は、遮音性・吸音性を有する材料を選定するなどの吸音処理を施す。
	廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音対策	・ 収集車は法定速度等の規制を遵守する。 ・ 収集車の定期的な点検及び整備を行う。
振動	施設の稼働に伴う振動対策	・ 振動の発生する機器は、極力振動の少ない機種を選定し、必要に応じて防振などの対策を行う。
	廃棄物運搬車両の走行に伴う振動対策	・ 収集車は法定速度等の規制を遵守する。 ・ 収集車の定期的な点検及び整備を行う。
悪臭	施設からの悪臭の漏えいに対する措置	・ 臭気が発生する箇所には負圧管理、密閉化等適切な対策を講ずる。 ・ 臭気のある室内に出入りするドアや外部に面するドアは気密性を有した構造とする。また、臭気のある室と居室の間には前室を設ける。 ・ 工場エリア内で発生する臭気を強制的に吸引・捕集・処理する脱臭設備を設置する。

これまでの手続きのながれ

- ・平成31年 5月 地元説明会を開催(3回)
- ・令和 3年 2月 旭川市リサイクルセンター整備基本計画
(令和3年12月～令和4年1月パブリックコメントを実施)
- ・令和 4年 2月 変更案の縦覧(2週間)
縦覧者 0名 意見提出 0件
3月 旭川市都市計画審議会(諮問)

今後の手続きのながれ

- 令和4年 3月 都市計画審議会
- 4月 北海道協議
- 4月 都市計画決定
(都市計画汚物処理場の変更と同時)

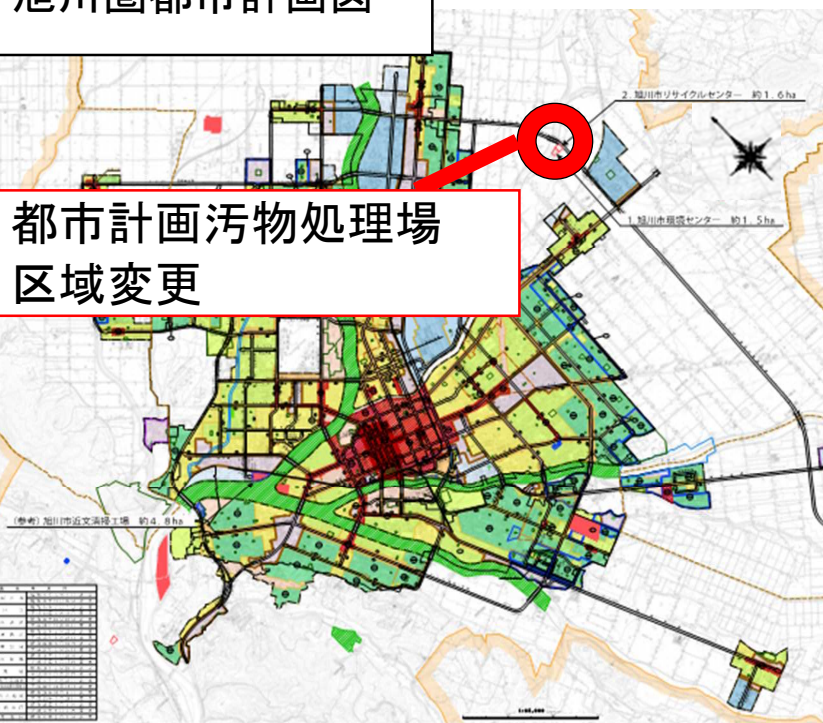
議案第2号

旭川圏都市計画汚物処理場の変更について

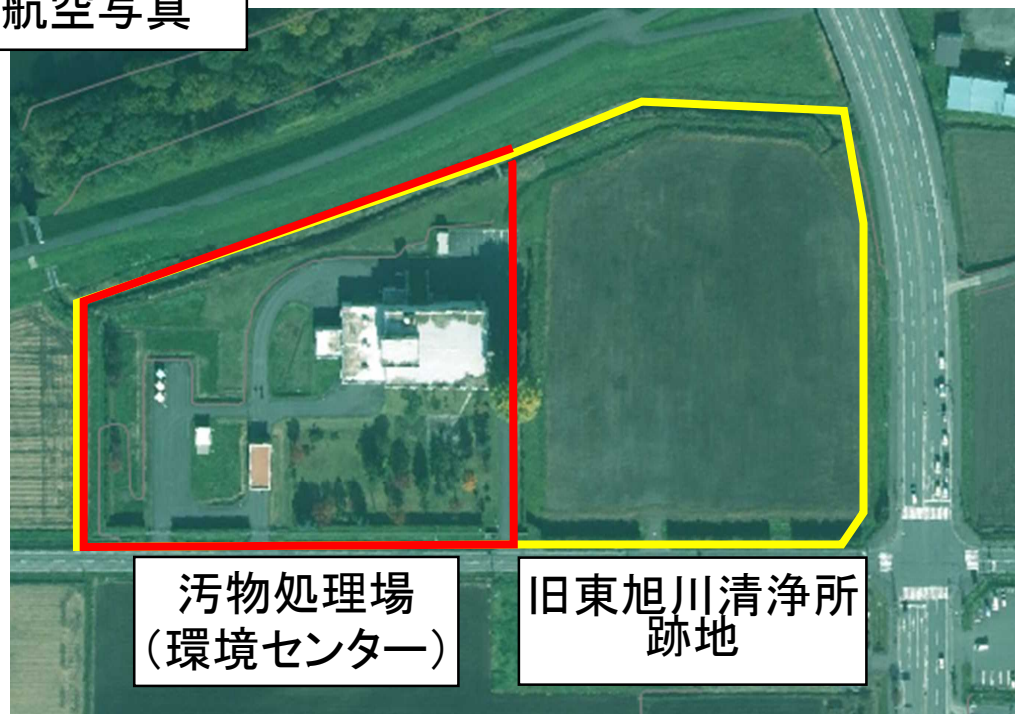
(旭川市決定)

旭川圏都市計画図

都市計画汚物処理場 区域変更



航空写真



汚物処理場(環境センター)の概要

- 昭和38年都市計画決定 旭川圏都市計画汚物処理場「東旭川清浄所」
- 平成3年都市計画変更 「東旭川清掃所」→「旭川市環境センター」
※東旭川清掃所解体跡地は 将来的な汚物処理場の建替用地と考えていた。
- 近年、汚物処理量が減少し東旭川清浄所 跡地を活用しなくても施設更新可能。



他都市施設の敷地として活用するため、
都市計画汚物処理場区域の変更を行う。

都市計画決定（変更）前

都市施設名	位 置	面 積	備 考
汚物処理場 旭川市環境センター	旭川市 東旭川町上兵村	3.05ha	処理能力 360kl/日
ごみ焼却場 旭川市近文清掃工場	旭川市 近文町12丁目	4.8ha	処理能力 焼却炉280t/24H(140t/24H2基) 併設施設（資源回収施設）22t/5H

都市計画決定（変更）後

都市施設名	位 置	面 積	備 考
ごみ処理場 旭川市リサイクルセンター	旭川市 東旭川町上兵村	約1.6ha	資源回収施設 処理能力20t/日
汚物処理場 旭川市環境センター	旭川市 東旭川町上兵村	約1.5ha	前処理方式 処理能力150kl/日
ごみ焼却場 旭川市近文清掃工場	旭川市 近文町12丁目	4.8ha	処理能力 焼却炉280t/24H(140t/24H2基) 併設施設（資源回収施設）22t/5H

議案(1)

議案(2)

新施設が供用開始し、現施設の廃止時に
備考の修正（併設施設の廃止）を行う。